

平成30年第1回七戸町議会定例会  
会議録（第3号）

平成30年3月9日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第19号 町有財産の無償譲与について
- 日程第 2 議案第20号 七戸町立七戸幼稚園閉園に伴う関係条例の整備等に関する  
条例について
- 日程第 3 議案第21号 七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第22号 七戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固  
定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第 5 議案第23号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第24号 七戸町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第25号 七戸町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第 8 議案第26号 七戸町教職員住宅使用及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例について
- 日程第 9 議案第27号 七戸町中央公園設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第10 議案第28号 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第29号 七戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第12 議案第30号 七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第31号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第32号 七戸町生活改善センター条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第15 議案第33号 七戸町森林公園設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第16 議案第34号 七戸町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第35号 七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第36号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第37号 七戸町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止す

る条例について

- 日程第20 議案第38号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について  
(七戸町和田ダム利活用施設)
- 日程第21 議案第39号 町道路線の廃止について
- 日程第22 議案第40号 町道路線の認定について
- 日程第23 議案第41号 工事請負変更契約の締結について (西野橋橋梁補修工事)
- 日程第24 議案第42号 工事請負変更契約の締結について (本庁舎耐震改修工事)
- 日程第25 議案第1号 平成29年度七戸町一般会計補正予算 (第10号)
- 日程第26 議案第2号 平成29年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第27 議案第3号 平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第5号)
- 日程第28 議案第4号 平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第5号)
- 日程第29 議案第5号 平成29年度七戸町介護サービス事業特別事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第30 議案第6号 平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第31 議案第7号 平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第5号)
- 日程第32 議案第8号 平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第33 議案第9号 平成29年度七戸町水道事業会計補正予算 (第4号)
- 日程第34 予算審査特別委員会審査報告
- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 議案第10号 | 平成30年度七戸町一般会計予算         |
| 議案第11号 | 平成30年度七戸町国民健康保険特別会計予算   |
| 議案第12号 | 平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算  |
| 議案第13号 | 平成30年度七戸町介護保険特別会計予算     |
| 議案第14号 | 平成30年度七戸町介護サービス事業特別会計予算 |
| 議案第15号 | 平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算   |
| 議案第16号 | 平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計予算  |
| 議案第17号 | 平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第18号 | 平成30年度七戸町水道事業会計予算       |
- 日程第35 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第36 請願第1号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願
- 日程第37 請願第2号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願
- 日程第38 発議第1号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書(案)の提

出について

日程第39 発議第2号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書（案）の提出について

追加日程第1 議案第43号 七戸町立学校設置条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 議案第44号 七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	疋清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

---

### ○欠席議員（0名）

---

### ○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	附田良亮君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育長	神龍子君	学務課長	八幡博光君
生涯学習課長	鳥谷部慎一郎君	世界遺産対策室長	小山彦逸君

中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央公民館長)	高 田 浩 一 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	町 屋 均 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	甲 田 美喜雄 君		

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 局長	原 子 保 幸 君	事務局 次長	中 村 孝 司 君
--------	-----------	--------	-----------

---

○会議を傍聴した者（3名）

---

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。  
したがいまして、平成30年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。  
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
これより、3月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。  
これより、議案の審議に入ります。

---

○日程第1 議案第19号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第1 議案第19号町有財産の無償譲与についてを議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
発言を許します。  
6番議員。

- 6番（附田俊仁君） おはようございます。  
財政課長に議運のときにも、若干問題点を指摘させてもらったのですが、その検討の結果、問題ないということで議案を上げてこられたと思うのですが、一応、検討の中身を教えてください。

- 議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

- 財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。  
議運の中では、財産を所有した際の登記とかが議題となりました。そこで庁内において調査した結果なのですが、これまで自治会が保有する財産は自治会長名義、または会長やその他役員の名義でしか登記ができませんでした。その後、会長がかわったりとか、相続する際にいろいろな問題が生じておりましたので、地方自治法が平成3年4月に改正されました。

その内容といたしましては、自治会のようにその区域に住所を有するもの、また地縁に基づいて形成される団体については、その届け出を町長にすることによって、地縁団体として法人格を持つことができます。それによって登記もできると。今、進めているのは上川目町内会と地縁団体の申請に向けての調整をしております。

以上でございます。

- 議長（田嶋輝雄君） 6番議員、よろしいですか。  
ほかにありませんか。  
4番議員。

- 4番（听 清悦君） 同じように、議運で議論になったことですがけれども、今回、提出

されている議案は、議運のときに議員に早目に配付できないかということのを要望したのですけれども、その後、検討するという事だったのですけれども、どのようになったのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（高坂信一君） お答えいたします。

議運の際に所議員のほうから、議案書を早く配付していただきたいという御意見をいただきました。その後、議運終了後、近隣市町村、八戸市、青森市、どのような配付方法をしているのか調査しました。その結果、当町と同じように開会日に配付するところとか、それから数日前に配付するところ、いろいろな対応がなされておりました。

したがって、はっきりした決まりはないというように思いまして、今後、配付するとしても議運終了後にはなりますが、例えば予算書、当初予算みたいなものはかなりボリュームがありますので、そういうものでも早く配付できないものか、今後、議会の事務局とも相談しながら、周りの近隣の市町村とのことも踏まえながら検討していきたい。6月の定例会までには結果を出して、どのような形になるか進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員、よろしいですか。

4番。

○4番（所 清悦君） もう1点、私からの提案ですけれども、やはり簡単な質問は早目に出しておけば時間を見てくれるということと、やはり予算に出てくる事業内容とかも事前にある程度の概要などをまとめた資料もあれば、事前に議員がそれを目にすることができれば、簡単な質問は省けるかなと思っておりますので、それも含めて検討いただければと思います。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑はありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第19号町有財産の無償譲与については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第2 議案第20号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第2 議案第20号七戸町立七戸幼稚園閉園に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号七戸町立七戸幼稚園閉園に伴う関係条例の整備等に関する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第3 議案第21号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第3 議案第21号七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第4 議案第22号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第4 議案第22号七戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号七戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第5 議案第23号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第5 議案第23号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 保険税条例の内容をしてみると、いわゆる国民健康保険税が高くなっている、増額になっている部分は主な部分が後期支援分で、均等割、平等割、さらには資産割や所得割、それぞれが1万円ほど上がっているのですが、その他の部分は負担の限度額は上がっているのですが、直接の引き上げにはなっていないのです。後期のところに引き上げが、はね上げが集中しているというのは、これはどういうことですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（甲田美喜雄君） お答えいたします。

一般質問の答弁でもありましたけれども、今回の改正に当たっては、新制度によります保険税の決め方に倣いまして、県で算定した納付金と標準保険料率をもとに将来の税収の見込み及び住民への負担の影響が最少となる方向を探った結果の提案であります。

後期高齢者支援分の増額については、同様に納付金等の算定により出てきたわけですが、実際に後期高齢者支援分、平成28年度の決算でお知らせいたしますけれども、



この中で収入、税収ですね、後期に関する税収及び国保の負担金等の収入と、後期高齢者支援金として支払った部分を差し引きしますと、単年度で8,351万7,000円余りのマイナスとなっております。つまり平成28年度でも後期支援分については、8,000万円以上の不足が生じていたということになります。

これらの点については、平成20年度から後期高齢者支援制度が始まりまして、そのときからの税を変えていないということとして、10年以上にわたりこの税率でやってきたけれども、実際には後期支援における支援分がふえているということが、この税率の増に反映された結果であります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を言います。

それは1人当たりの保険料が11万2,872円、こういうふうにならぬ今年度から比べても4月からは1万円ほど引き上げられます。その内容の主なもの、先ほどの討論でも言いましたが、後期高齢者支援分のところで1万円ほど上がるというのですが、これは県から示されている納付金、標準保険料率を守って、守らなければならないという圧力の中からやっているわけです。

我が町では、ここ数年、国保税は上げていないのですよね、それは町民の生活の実態から、国保税の引き上げというのは大変だということで、これはやっていなかったわけです。また、七戸町の国保税の徴収率というのは、県内でも4番目に高く、たしか94%を超えると、だから町も努力してやってきているし、町民も努力して国保税を納めてきているわけです。

そして国では、今度は県一本化にして納付金を決め、標準保険料率を決めて、市町村の動きを封じるみたいな形で保険料を決めるようになっていきます。これでは本当に町民は大変です。しかも現在の保険料率も、例えば国保の加入者が100人減ると、これは3年しか持たないとか、70人減るとこの金額ではやっていけない、国保の加入者というのは減ってきていますから、現在、決めた金額でもやっていけない。何としても国が、この負担増をきちんとやってくれないと、国保のこういうふうな県一本化をやって、市町村を締めつけるようなやり方ではだめだと。七戸町では保険料も上げなかったし、さらに財政に対しては赤字でも一般会計から繰り入れて町民の生活を守ってきている、こういうものを守るべきではないかと。

しかも保険料率は、保険料は町で決めることができるので、まだ、これからでもこの保険料というのは、努力すれば何とかできるのではないかと、こういうふうに思って、これに対して町民の生活を守る立場から、町の努力を認めながらも反対をいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがいまして、議案第23号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第6 議案第24号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第6 議案第24号七戸町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

15番。

○15番（三上正二君） ちょっと教えてもらいたいのですけれども、この紙ベースであった地籍図及び地籍集成図だけれども、具体的には今までとどう違って、今まではどうでどう変わるのか教えてください。

○議長（田嶋輝雄君） 税務課長。

○税務課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

今までの地籍図、地籍集成図はマイラー化した図面で管理しておりまして、それを交付請求があった場合に、コピーを取って配付しておりました。このたびその図面等が電子化、要はパソコンに電子情報として整備されましたので、今度は紙のコピーを取るのではなくて、欲しい番地を中心に、そこをパソコンから出して交付するスタイルに変わります。

今回、今までは地籍図についてはA2版、集成図についてはA0版のサイズといたしておりましたが、法務局で交付している地籍図等のサイズに合わせて、A2版からA3版に変えるものでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 15番、よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号七戸町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第7 議案第25号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第7 議案第25号七戸町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。  
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号七戸町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第8 議案第26号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第8 議案第26号七戸町教職員住宅使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

2番議員。

○2番(小坂義貞君) 条例、月額の規定改正、別表(第2条・第5条関係)、この中で

使用料の月額が異なる、1点、表の下の、通常、木造の教員住宅ですね、8,000円という、これ一つだけ1万円と、何か理由があって1万円。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） お答え申し上げます。

改正前、この対比になってございますが、改正前の金額の定めが面積1平方メートル当たり115円というものを月額に整理したものが、この表でございます。結果的に、金額の差異は、面積の差異でございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） わかりました。この教員住宅はみんな満室というか、みんな空きがないような状況ですか。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） お答え申し上げます。

実は1月24日現在で確認してございます。天王教員住宅は全部で8戸ございまして、うち4戸が入居中でございます。中野教員住宅につきましては10戸のうち8戸が現在入居中でございます。

今回、この条例を提案した理由は、実は昨年来から議員の皆様から、空き家の利活用ができないのかと、いろいろ提案がございまして、いろいろ検討した結果、今後、この条例を改正して、今まで以上に利活用がしやすいように教育委員会が、選考委員会でなくて委員会が認めたものという形で、入居できるようにしたいと思います。もちろん教員が第一でございます。教員とその家族、その後のあいた部分については、これから地域おこし協力隊とか、あと町のほうで考えてございます就農研修生と町にこれから定住していただいて、いろいろな活躍をされる方々も許可しなければならない、入居させていきたいという狙いもございまして、今回の条例改正になります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） あいているのは、そういう改正して別なほうの用途に使用するそうで、私もそれは賛成です。今、住宅が足りないというふうな一般的な話を聞いていまして、そういうのを活用できれば少しでも改善できるかなと、私は思います、その辺進めてお願いします。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号七戸町教職員住宅使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第9 議案第27号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第9 議案第27号七戸町中央公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

4番議員。

○4番（呷 清悦君） これを見ると、宿泊がなくなったというふうに見えるのですが、利用者がいないからこのような改正になったのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

今回、議案提案に至った経緯について御説明申し上げます。

昨年7月、上十三保健所の現地調査によりまして、バンガローハウス7棟ございますが、旅館業法における宿泊施設としての届け出が必要であるという指摘を受けました。その営業許可申請の提出に向けまして、上十三保健所や県民局の建築指導課と相談している中で、宿泊をさせるためには、現行の建築基準法に合致する改修が必要であるということが判明しました。改修費用等積算したところ、1棟当たり100万円以上かかるということで、その改修費用、維持管理費、利用状況を踏まえまして、宿泊を廃止したいということで今回提案しております。

なお、宿泊希望者につきましては現ふれあいセンター、そちらのほうを利用させていただくということで、運営してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号七戸町中央公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第10 議案第28号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第10 議案第28号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第28号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第11 議案第29号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第11 議案第29号七戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号七戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第12 議案第30号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第12 議案第30号七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第30号七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第13 議案第31号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第13 議案第31号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番(佐々木寿夫君) 介護保険の会計には、財政調整基金の積立金があると思いますが、財政調整基金の積立金、平成28年度、平成29年度それぞれ、平成29年度はまだ最終的に終わっていないのか、平成28年、平成29年の見通しをお願いします。

○議長(田嶋輝雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(氣田雅之君) お答えいたします。

今現在の基金の状況でございますが、1億200万円ほどになっております。こちら1

億200万円ございますが、平成29年度の予算上、5,044万8,000円を繰り入れることで予算計上しておりましたので、平成29年度末には5,171万6,000円ほどが基金として残る予定でございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 5,000万円ほど、平成29年度末では基金が残るといことなのですが、この介護保険条例では約800円ほど引き上げになっているのですが、この基金は、この介護保険の引き上げのほうに回すことはできないのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

実際に、この基金の残額につきまして、現在、上昇抑制分として月額にいたしますと、245円となりますが、3年間の全体として幾ら繰り入れる予定かといいますと、4,680万円を繰り入れる予定にしております。

また、先ほどちょっと答弁漏れがございまして、平成28年度の残高ですけれども、平成28年度決算で6,304万円となっております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員、よろしいですか。

○7番（佐々木寿夫君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案の反対者の発言を許します。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 先ほど、国保の会計のところでも言ったように、国保で1万円ほど引き上げになります。そして、今、介護の関係で基準額が約1万円ほど上がって、基準額では8万280円が8万9,760円と、こういうふうになるわけです。国保と介護二つ合わせると、基準額で2万円ほどの引き上げになります。これは町民にとって大変な負担です。特に前にも何回も言っていますが、年金の収入が少しずつ下がってきていると、年金も大体町民1人当たり国民年金で月にすると、5万円ほどですから大変になります。それで第7期介護保険がこういうふうになるのですが、一方では、特別養護ホームへの入所は、要介護1、2が外れるとか、それから要支援1、2は介護保険がきかないとか、介護保険給付から外されるとか、あるいは介護の利用料が2割、3割に上がる人も出てくるなど、本当に負担が増して、保険はあるが、介護がないというふうな状況も危惧されます。



我が町では、私は12月の定例会でも取り上げましたが、介護要支援1、2の方々は介護保険がきかなくても、地域支援事業で介護サービスは低下しないように努力しているし、負担もふえないように努力していると言いますが、国ではさらに介護認定を厳しくすることで、インセンティブを厚くするなどという競争原理も落ち込んで、介護の保険の認定が非常に厳しくなっている。先ほども言いましたが、何としてもこの介護を本当に維持するためにも国庫負担の引き上げというのは、どうしても考えていかざるを得ないと。介護・国保2万円の引き上げというのは、高齢者にとって大変厳しいと、そういうことから私は反対したいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがいまして、議案第31号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第14 議案第32号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第14 議案第32号七戸町生活改善センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号七戸町生活改善センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○日程第15 議案第33号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第15 議案第33号七戸町森林公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号七戸町森林公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○日程第16 議案第34号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第16 議案第34号七戸町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号七戸町都市公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○日程第17 議案第35号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第17 議案第35号七戸町道路占用料徴収条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第18 議案第36号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第18 議案第36号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第36号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第19 議案第37号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第19 議案第37号七戸町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号七戸町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第20 議案第38号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第20 議案第38号七戸町公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号七戸町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第21 議案第39号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第21 議案第39号町道路線の廃止についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第22 議案第40号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第22 議案第40号町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第23 議案第41号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第23 議案第41号工事請負変更契約の締結について（西野橋橋梁補修工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第41号工事請負変更契約の締結について(西野橋橋梁補修工事)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第24 議案第42号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第24 議案第42号工事請負変更契約の締結について(本庁舎耐震改修工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第42号工事請負変更契約の締結について(本庁舎耐震改修工事)は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長(田嶋輝雄君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

#### ○日程第25 議案第1号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第25 議案第1号平成29年度七戸町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

10ページ、9款1項1目地方交付税から、12ページ、13款3項2目民生費委託金まで、発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、12ページ、14款1項1目民生費負担金から、16ページ、20款1項4目教育債まで、発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、歳出に入ります。

17ページ、2款1項1目一般管理費から、21ページ、2款4項4目衆議院議員選挙費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、21ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、26ページ、4款2項3目下水処理費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、26ページ、6款1項1目農業委員会費から、31ページ、7款1項7目公園管理費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、31ページ、8款1項1目土木総務費から、35ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、35ページ、10款1項1目教育委員会費から、42ページ、13款2項13目核燃料物質等取扱税交付金事業基金まで、発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

13番。

○13番(中村正彦君) 34ページの消防費に関連して、きのうも質問したのですが、役場の担当の方が消防年金についていてわからないくらいですから、多分、団員の方々もほとんどわからないと思います。そこで、とりあえず団員の方に、こういう年金制度がありますよということで、アンケートみたいな形のものをとってもらいたいと思うのですが、それについて。

○議長(田嶋輝雄君) 総務課長。

○総務課長(高坂信一君) お答えいたします。

きのうも御質問いただいたのは個人年金、消防団の個人年金のことですよね。今、これにつきまして、きのうもちょっと担当と話をしました。これは次の分団長会議等におきま

して、分団長方に団員の方々に、こういうものがありますということで周知するというような形で、会議の中で説明するというようにしております。

アンケートについては、そのときに必要があれば考えてやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 13番議員。

○13番（中村正彦君） アンケートでなくても、消防団員で集まっていますから、それでいいと思います。

そこで、どこの団でも団員を募集するに大変苦勞していると思うのです。そこで私の考えですけれども、これは1口1,000円で何口から、大体最低2万円から加入するのにいいようであります。そこで、これは財政的なこともありますけれども、加入している、誘導する意味で、例えば5万円を加入したらその1割、役場で5,000円を出してほしいのですけれども、そういうふうな形で助成して加入を図るような形にできないものかなということで、これは恐らく、町長か副町長でなければわからないと思うのですけれども、その辺、町長のほうから可能かどうかということのひとつ。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） きのうから御意見をいただいているようですけれども、たしかに団員の募集獲得のためには、非常にいい手段であるというふうに思いますし、ボランティアで非常に苦勞されているということですから、趣旨はわかりました。

出動手当でも実はあげるときに、これに関連があるのが交通指導隊、防犯指導隊もあるのです。ですから、一概に今ここではっきり申し上げることはできません。ちょっと総務課長とも相談をしました。当然、そっちにも波及していくと、関連、連動していくということにもなると思います。そこでもう少し検討させていただきたいと、いろいろな法的な関係もありますし、もちろん財政的なこともあります。もう一度検討させていただいて、次あたり回答したいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 13番議員。

○13番（中村正彦君） 早急にとということではありませんので、いわゆる検討して、いい方向に結論を出してもらおうようにお願いして終わります。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

15番議員。

○15番（三上正二君） ちょっと教えてもらいたい。17ページの報償費で、ふるさと納税返礼品で約300万円ぐらい減額になっているのですけれども、これというのは予算を取っているのは、これくらいふるさと納税してもらえたらというものが減ったということでしょうか、それとも同じであっても単価が下がったと、返礼品の単価下がったということでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。



○総務課長（高坂信一君） お答えいたします。

この返礼品の減額でございますが、大きな要因の1点目として歳入、いわゆる寄附金が落ち込んだと、当初の見込みよりかなり落ち込んだと。これは歳入のほうにも予算計上、減額計上しておりますが、それが落ち込んだことによりまして、その分の返礼分が必要なくなったということがまず1点。

それともう1点が、去年の10月から返礼品の割合、これは総務省の指導もありまして、3割に減額しております。この分の予算が必要なくなったということによる減額ということでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 19ページのところの16目13節、地域おこし総合戦略ということですのでけれども、これが200万円減額と。私は期待をかけているので、本来であれば経費が増額したという形ならわかるのですけれども、ちょっと減ったといたら、何かまちおこしが衰退しているような感じがするのですけれども、お願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） お答えします。

この減額は、国の地方創生推進交付金という交付金がございます、当初、この計画を立てて進めておりました。その際に伴う支援業務委託料ということで、予算を計上しておりましたけれども、その推進交付金のほうが実施に至らなかったというところの中での減額でございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員、よろしいですか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） ちょっと意味がわからなかったのだけれども、計画を立てるつもりが計画が立たなかったということなのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） お答えします。

おっしゃるとおり、推進交付金を活用して事業を検討しておりました。その中でいろいろ国・県とのキャッチボールした中でハードル的な問題、内容の問題がありまして、申請まで至らなかった経緯があったものですから、それに伴って取っていた予算でしたので、減額したということでございます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 予算のことをよく合致できなかったのだけれども、要はこの事業はやめて、今度、別な形の中で予算を組んだということによろしいのですか、それともこれをまた新年度予算に再度やるというような形で予算がのっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） これは平成29年度の減額でございます、平成29年度に事業をするときに必要だということで予算計上しておりましたけれども、平成29年度での申請はできなかったということなので、これはこれで減額になります。これからまた推進交付金などの活用があれば、それに伴った予算計上等がこれから出てくる。今のところは推進交付金を活用するという計画のところは、今のところはございませんけれども、そういうことでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号平成29年度七戸町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第26 議案第2号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第26 議案第2号平成29年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号平成29年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第27 議案第3号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第27 議案第3号平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第28 議案第4号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第28 議案第4号平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第29 議案第5号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第29 議案第5号平成29年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号平成29年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第30 議案第6号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第30 議案第6号平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第31 議案第7号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第31 議案第7号平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第32 議案第8号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第32 議案第8号平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第8号平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第33 議案第9号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第33 議案第9号平成29年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

6番議員。

○6番(附田俊仁君) 支出の部分の原水及び浄水施設整備事業費1,398万6,000円が丸々減額になっているのですが、これ何か事業しようと思っていてできなくて、取りやめということですか。

○議長(田嶋輝雄君) 上下水道課長。

○上下水道課長(原田秋夫君) お答えします。

平成29年度において、配水池等の整備計画等の見直しを予定しておりましたが、これを平成30年度以降に計画を延期いたしまして、その関係で1,398万6,000円を減額といたしました。

○議長(田嶋輝雄君) 6番議員。

○6番(附田俊仁君) ちなみになのですけれども、取水場から末端の家庭に水が届くまでの期間というのは、どれぐらいかかるものなのですか。

○議長(田嶋輝雄君) 上下水道課長。

○上下水道課長(原田秋夫君) お答えします。

その辺のちょっと詳しい届くまでの時間というのは、ちょっと把握しておりません。済みません。

○議長(田嶋輝雄君) 6番議員。

○6番(附田俊仁君) なぜ言うかという、去年の夏に中学校で食中毒騒ぎがあったのですか、実際ことしの1月に剣道の大会をやったのですよね、そのとき水道からくんだ水でポットのお湯を沸かしたのです。ところが、そのお湯が異臭というか、ちょっと味が変な感じがして、これはお客さんに出せないから、新しい水で入れかえさせた経緯があったのです。

前に取水場の工事をして、それ以前に、多分ちゃんと処理されない状態で水が行ったのが、今の時期、出てきているのかなと勝手な憶測で考えてあったのですけれども、そういうのも影響があるのであれば、取水場の工事は早急にまず進めるべきことなのかなというふうに感じていますけれども、どうでしょうか。

○議長(田嶋輝雄君) 上下水道課長。

○上下水道課長(原田秋夫君) お答えします。

昨年の件に関しましては、水道事業のほうでは、そのとき検査しましたけれども、特に異常は見つかりませんでした。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号平成29年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第34 議案第10号から議案第18号まで

○議長（田嶋輝雄君） 日程第34 議案第10号平成30年度七戸町一般会計予算から議案第18号平成30年度七戸町水道事業会計予算までの予算案9件を一括議題とします。

本件9件については、去る3月1日の本会議において、予算審査特別委員会に審査付託しておりましたが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員会委員長（白石 洋君） 審査結果の御報告をいたします。

3月1日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました、議案第10号平成30年度七戸町一般会計予算から議案第18号平成30年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、3月7日と3月8日の2日間にわたり慎重審査の結果、お手元に配付いたしました予算審査特別委員会審査報告書のとおり、全議案、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたしますけれども、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第10号平成30年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号平成30年度七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成30年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号平成30年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成30年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。  
お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号平成30年度七戸町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成30年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。  
お諮りします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号平成30年度七戸町介護サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたします。  
お諮りします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第16号平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第17号平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成30年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。  
お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号平成30年度七戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第35 諮問第1号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第35 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本件について採決します。

本件は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定しました。

---

#### ○日程第36 請願第1号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第36 請願第1号種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願を議題といたします。

審査を付託しておりました、建設産業常任委員会の委員長より報告を求めます。

庁委員長、演壇にてお願いいたします。

○建設産業常任委員会委員長（**听 清悦君**） 請願審査報告をさせていただきます。

3月1日の本会議において、当委員会に付託されました、請願第1号種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願の審査結果について報告します。

当委員会では、付託を受け、3月1日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託となりました請願の審査結果について御報告申し上げましたが、当委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（**田嶋輝雄君**） 建設産業常任委員長の報告がありました。

審査の結果につきましては、皆さんのお手元に配付している請願審査報告書のとおり、採択すべきものであります。

お諮りします。

委員長に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**田嶋輝雄君**） 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本件について採決します。

請願第1号については、委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**田嶋輝雄君**） 御異議なしと認めます。

したがいまして、請願第1号種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ○日程第37 請願第2号

○議長（**田嶋輝雄君**） 日程第37 請願第2号米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願を議題とします。

審査を付託しておりました、建設産業常任委員会の委員長より報告を求めます。

庁委員長、演壇にてお願いします。

○建設産業常任委員会委員長（**听 清悦君**） 請願審査報告をさせていただきます。

3月1日の本会議において、当委員会に付託されました、請願第2号米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願の審査結果について報告します。

当委員会では、付託を受け、3月1日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託となりました請願の審査結果について御報告申し上げましたが、当委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（田嶋輝雄君） 建設産業常任委員長の報告がありましたが、審査の結果につきましては、皆さんのお手元に配付している請願審査報告書のとおり、採択すべきものであります。

お諮りします。

委員長に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本件について採決します。

請願第2号については、委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、請願第2号米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ○日程第38 発議第1号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第38 発議第1号種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書（案）についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、本案について、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本案について採決します。

発議第1号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第1号種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第39 発議第2号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第39 発議第2号米の生産費を償う価格下支え制度を求め

る意見書（案）についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、本案について、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本案について採決します。

発議第2号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第2号米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○追加日程第1 議案第43号及び追加日程第2 議案第44号

○議長（田嶋輝雄君） 次に、追加案件に入ります。

議案第43号から議案第44号の2件の追加提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） ただいま提出いたしました全議案、原案どおり可決くださいます。まことにありがとうございます。

また、議員各位にはお疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第43号七戸町立学校設置条例の一部を改正する条例については、七戸町立天間東小学校と天間西小学校を統合し、七戸町立天間林小学校を設置するため提案するものです。

議案第44号七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、七戸町教育委員会教育長の辞職に伴い、後任者として附田道大氏を任命したいことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

以上、2議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） これより、議案審議に入ります。

追加日程第1 議案第43号七戸町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第43号七戸町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第44号七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第44号七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ○閉会宣告

○議長(田嶋輝雄君) 以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了しました。  
これをもって平成30年第1回七戸町議会定例会を閉会します。  
お疲れさまでした。

閉会 午前11時46分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成30年3月9日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員